

公布された規則のあらまし

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一四号）

1 一般社団法人日本映像倫理審査機構の事業が一般社団法人映像倫理機構に承継されたことに伴い、青少年の視聴を不相当とする図書等の審査を行う団体の指定について、所要の改正を行うこととした。（第二条の二関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。